

## こちら千葉県弁護士会 京葉支部です



### CONTENTS

地域司法の充実のために 関弁連 司法制度改革検討委員会 委員長 澤田 仁史	1
「ザ・ニューズペーパー」と打合わせを行いました	2
第3回全体準備会が開催されました	2
市民の方へのページ 弁護士 越川 新太郎	3
千葉県弁護士会京葉支部 会員紹介	4



## 地域司法の充実のために

関東弁護士会連合会  
司法制度改革検討委員会

委員長 澤田 仁史

関東弁護士会連合会（関弁連）は、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県にある各弁護士会の連合体です。私が委員長を務める司法制度改革検討委員会は、その名の通り、関弁連管内の司法制度問題を取り扱っております。近年は、地域司法の充実の問題について重点的に取り組んでおり、平成17年度から、毎年「支部交流会」を開催して、関弁連管内における支部地域の司法の現状について調査、検討をしております。

近年、司法試験の合格者増により、弁護士の数は大幅に増え、弁護士過疎地域は次第に解消されつつあります。他方で、裁判官、検察官の数は微増に留まっており、また、裁判官、検察官は、県庁所在地のある本庁に集中する傾向があります。本庁以外の裁判所支部では行政事件が扱えないなど、取り扱うことのできる手続に限りがあります。地域司法の充実のためには、裁判所、検察庁の支部の充

実を図ることが非常に重要であると認識しております。

京葉地域（船橋市、市川市、浦安市）には地方裁判所・家庭裁判所の支部すらありません。この地域には市川簡易裁判所、千葉家庭裁判所市川出張所がありますが、市川簡易裁判所は、経済的利益が140万円を越える事件は取り扱うことができません。千葉家庭裁判所市川出張所は、訴訟事件（離婚訴訟など）を取り扱うことができません。千葉家庭裁判所市川出張所は、出張所のため裁判官は常駐しておりません。市川の裁判所で取り扱えない事件については、千葉市の本庁に提起する必要があります。地域住民の方には様々な不便が強いられると思われる。

今年の11月12日に船橋市において、「第9回首都圏弁護士会支部サミット in 船橋」が開催されます。この支部サミットでは、司法の利用者である地域住民の視点に立って、活発な議論がなされることを期待しております。

## 「ザ・ニューズペーパー」と打合わせを行いました

本年9月8日の18時から、千葉県弁護士会京葉支部会館において、ザ・ニューズペーパーさんと打合わせを行いました。

ザ・ニューズペーパーさんからは本年11月12日に開催される支部サミットin船橋に出演されます山本さん、浜田さんが出席し、我々千葉県弁護士会京葉支部からは支部会員12名が参加しました。

打合わせの冒頭、支部サミット実行委員長からザ・ニューズペーパーさんへ支部サミット開催の趣旨説明があり、ザ・ニューズペーパーさんは当日演じるコトの方向性を見極めようと熱心に耳を傾けていました。

その後、上演するネタの簡単な打合わせも行われ、ザ・ニューズペーパーさんからは、オムニバス形式のコトを幾つか考えていることや、説明を短くして笑いを全面に出したいといった意見もありました。

打合わせの際には、ザ・ニューズペーパーさんが即興で考えたコトのアイデアを我々に提

供してくれる場面もありました。

笑いの中に支部サミットin船橋の開催趣旨が巧みに盛り込まれており、話の内容はさすがプロだと思わせるものです。

これから、11月12日の支部サミットin船橋の開催前迄に定期的上演するネタの打合わせを行っていきます（千葉県出身の某総理大臣に関するネタもある?）。

当日の上演を是非ともご期待下さい。



<平成23年9月8日 打ち合せの様子  
左から2人目：山本天心様 左から3人目：浜田太一様>

## 第3回全体準備会が開催されました



<平成23年9月10日 第3回全体準備会の様子>

本年9月10日（土）に、11の弁護士会支部及び2つの弁護士会本部から46名の弁護士が参加して第9回首都圏弁護士会支部サミット第3回全体準備会が行われました。

支部サミットin船橋の開催まで残り約2か月となり、会場で話し合われる議題も、より具体的な内容となってきています。

全体準備会の開催も残り僅かとなりましたが、我々千葉県弁護士会京葉支部会員だけでなく支部サミットに関わる多くの弁護士会員の意見を加えることによって、支部サミットin船橋が一般市民の方々に本当に役に立つイベントになるように最後まで頑張っていきたいと考えています。

ご協力よろしくお願いいたします！

# 市民の方へのページ

## フランチャイズ契約の留意点について



弁護士 越川新太郎

船橋総合法律事務所

千葉県船橋市湊町1-1-15

電話：047-433-1998

### 1 フランチャイズ・システムの特徴

昭和38年に日本において初めてフランチャイズが生まれて以来、フランチャイズ・ビジネスは発展し続けており、平成21年度統計調査によれば、1206チェーン、店舗数23万1666店で、末端売上高は20兆8031億円となっています。

このようなフランチャイズ・ビジネスの発展の一方で、多くのフランチャイズ・チェーンにおいて様々なトラブルが生じています。

フランチャイズ・システムは、加盟者にとっては、本部から優れた商品・経営ノウハウの提供を受け、商標・商号の使用が可能となるなど個人経営では得られない利益を享受することができる一方、本部にとっては、加盟店の資金負担により出店時の投資コストの削減や急速な事業拡大が可能となるなどのメリットがあります。

フランチャイズ契約は、独立した事業間の契約ですが、本部があらかじめ用意した内容を加盟者が受け入れる契約であり、また、契約期間が長期にわたることが多いため、加盟者としては十分内容を理解した上で本部と契約することが重要です。

### 2 契約の際の留意点

#### (1) 加盟店は「独立した事業者」

加盟店は本部事業者の社員として雇用されるのではなく、自己の資本を投下し、事業を行う者であり、独立した事業者としての自覚を持って、事業であるからにはリスクがあることを認識した上で契約すべきです。

#### (2) 契約前に特にチェックすべきこと

##### ①売上予測、経費予測と加盟後の経営実態との相違

本部が加盟店を募集する際に提示する売上予測・経費予測等と加盟後の経営実態が異なり、トラブルが生じるケースが見られます。本部からは算出根拠を明確に説明してもらうことはもちろんですが、既存加盟店から話を聞いたり、同業他社と比較したりして算出根拠の妥当性を検討しましょう。出店する近隣地域の状況を調査することも望まれます。

##### ②加盟金の返還の有無

店舗候補の物件が確定する前に契約を締結し、加盟金と同趣旨の金銭の支払いが求められるケースが見られます。このようなケースでは、店舗を開店できないにも関わらず、金銭が返還されない等のトラブルが起きています。店舗が未確定のまま契約を締結する場合は、本部の開店に向けた支援、開店でき

なかった場合の金銭の返還の有無等についても明確に説明してもらうことが大事です。

##### ③ロイヤルティの算出方法

チェーンによってロイヤルティ（商標等の使用権やマニュアルの使用及び継続的な経営に関する指導、援助の全部又は一部の対価として定期的に本部に支払う金銭）率が異なるのはもちろん、算定方法も異なりますので、十分留意する必要があります。

また、ロイヤルティは必ずしも純利益に応じて支払うものとは限らず、売上高が基準になっていたり、店舗面積等によって定額だったりするケースもあります。これらの場合は、人件費などの営業費用が勘案されないため、営業コスト増などにより経営が赤字であっても、ロイヤルティの支払いが必要になることもありますので、確認し納得した上で契約を締結するようにしましょう。

##### ④テリトリー権の設定の有無

フランチャイズ契約の中には、同一チェーン内において加盟店に一定の領域の商圏保護や地域制限を設けているものもありますが（テリトリー権）、制限のないものもあります（コンビニでは認められていないのが一般的）。テリトリー権がない場合、将来近隣に同一チェーンの店舗が出店し、競合する可能性があります。この点についても契約条項や出店計画を確認しましょう。

##### ⑤契約解除時における解約違約金

契約を解除されるのはどういう場合か、また、その手続はどうなっているか、契約期間途中で契約を申し出たとき解約金又は損害賠償金は取られるのか、取られるとしたら、その算定方法はどのようなものかなど契約解除の内容についても確認しましょう。特に、加盟店が業績不振に陥り解約を申し入れる場合にも解約金が必要かどうかは必ず確認すべきです。

※船橋商工会議所会報誌「ハンドシェイクふなばし」  
2010年11月号より転載・補訂

### 船橋商工会議所 専門相談応じ隊

船橋商工会議所では、弁護士、税理士、司法書士、社会保険労務士、行政書士、弁理士、土地家屋調査士、日本政策金融公庫による定例の無料相談会を実施しております。

弁護士相談については、当支部の弁護士が相談を担当しております。

お申込み・お問合わせ先

船橋商工会議所中小企業相談所 商業振興課

☎：047-435-8211

# 会員紹介

## 弁護士 田中 知華

(たなか ちか)

京葉浦安法律事務所  
浦安市当代島1-1-22  
佃甚ビル3階B  
電話：047-306-6555

浦安市に事務所を構えて、4年になろうとしています。事務所は、どの裁判所からも相応に距離があり、(自分自身の)移動に長時間を費やさざるを得ないことのため息が出ることもあります。行動範囲が広がったことで、高齢者や移動に制約のある方のお宅で打ち合わせることが自然になりました。健康だと、電車を乗り降りして1時間かけて裁判所まで行くことに苦はありませんが、タクシーの乗り降りにすら体を気遣い、時間をかけなければならない人も少なくありません。こういう方々のためにも、京葉支部管内に裁判所支部ができてくれるといいのかなと思っています。

高齢者・障がい者の問題(相続、遺言、後見、虐待等)、刑事、交通事故をはじめとする損害賠償、家事(夫婦、親子等)、債務整理といった事件を多く担当しています。特に高齢者問題については、弁護士会内の委員会に所属し、研鑽を積んでいます。ご用件・ご相談は、事務所を不在にしていることが多いので、事務局にご伝言下さい。

## 弁護士 圓山 豊

(まるやま ゆたか)

牧野法律事務所  
船橋市前原西2-13-13  
大塚ビル5階  
電話：047-472-4530  
HP：<http://makino-law.com/>

市川生まれ、市川育ちで、現在は船橋在住です。

2年間、システムエンジニアとして勤務した後、千葉大学法科大学院に進学し、平成20年に弁護士登録しました。

現在は津田沼の牧野法律事務所にて、主に交通事故事件、離婚事件、相続事件、破産などの借金関係の事件、刑事事件などを手掛けています。裁判員裁判も既に3回経験しました。一つ一つの事件に丁寧に対応することを心掛けています。

最近の趣味はクライミングとDVD観賞です。食べ歩きもけっこう好きなので週末には市川や船橋のお店によく行っています。

あまり敷居の高くない弁護士を目指しておりますので、何かありましたら是非ご相談ください。

## 弁護士 吉村雄二郎

(よしむら ゆうじろう)

市川船橋法律事務所  
市川市市川南1-5-19  
スミダビル1号館2階  
電話：047-320-0234  
HP：<http://ichifuna-law.com/>

JR市川駅南口徒歩1分の場所で開業しています。市川・船橋・浦安にお住まいの皆様にも身近な法律事務所として、民事、家事、刑事一般を幅広く取り扱うとともに、弁護士登録後、一貫して人事・労務・労働問題の法律実務を専門分野として取り扱って参りました。現在では、労使を問わず、全国各所から問い合わせを受け、対応をしています。近く下記セミナーで講師させていただきましたことになっていきますので、是非お越し下さい。

### 『人件費管理の法律実務』

内容：構造的な不況の下、企業が売り上げを増大させることが困難となっている今、人件費をいかに管理するべきか、労働法実務のプロが豊富な書式例と共に解説します。

日時：平成23年11月17日(木)  
午後3時～午後5時

受講料：無料

場所：佐倉商工会議所  
〒285-0811  
千葉県佐倉市表町3-3-10

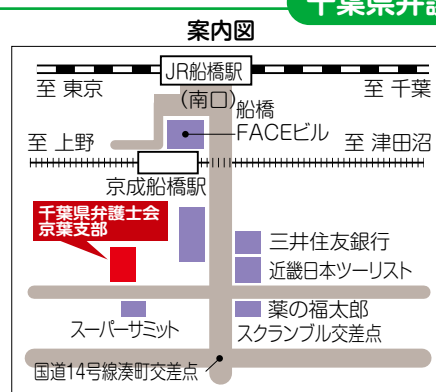
お問い合わせ：佐倉商工会議所 経営相談課  
TEL：043-486-2331

## 千葉県弁護士会京葉支部

### 「第9回首都圏弁護士会 支部サミット in 船橋」

平成23年11月12日(土)  
午後2時～

JR船橋駅前  
フェイスビル6階  
「きららホール」  
にて開催



住所：〒273-0005  
千葉県船橋市本町1-10-10  
船橋商工会議所5階

電話：047-431-7775  
FAX：047-437-3607

ホームページ：[弁護士会 京葉支部](#)

アクセス：JR船橋駅より徒歩5分  
京成船橋駅より徒歩4分

支部サミットのブログ：<http://d.hatena.ne.jp/bengoshikaikeiyo/>

## 編集後記

支部サミットの開催まで残り2か月を切り、打ち合わせや会議も白熱してきました。実りの秋。おいしいものをたくさん食べて、気合を入れ支部サミットの準備に取り組みたいと思います。

編集部

発行日：2011年10月10日

発行：千葉県弁護士会京葉支部

〒273-0005 千葉県船橋市本町1-10-10 船橋商工会議所5階

電話：047-431-7775 ホームページ：[弁護士会 京葉支部](#)